

松村通信第 1 5 0 号

7 月 20 日
松村勝弘

インバウンドを考える

オーバーツーリズム コロナ騒動が一段落して、インバウンドで京都にも外国人が目だつようになってきた。最近話題になったのはオーバーツーリズムで、京都市民が市バスに乗っても満員で大変だと言われている。先だっては富士山の下記のような写真(上)を撮ろうと、山梨県富士河口湖町のこの場所に観光客が集中して、住民を困らせたので、町がこの場所に目隠しをした(写真下)というのがニュースになっていた。あまりにも品のないやり方だと思う。観光客を邪魔者扱いするのはいかなものかと思う。もっと他に方法があったらと思う。外国人観光客のマナー違反が話題になりすぎるように思う。



張君のドクター論文 タイミングよくというか、先日、MBA で教えた張君が訪ねてきて、

こんな博士論文を書きました、お読みくださいと言ってきた。張民軍「農村地域におけるインバウンド観光の推進と観光関連主体の意識に関する研究」というのがそれである。早速一読した。日頃感じていたことに触れられていて興味深く読んだ。簡単に紹介して、感じたままに述べてみたい。タイトルからわかるように、主として農村地域における観光の実態と今後どうすべきかが論じられている。**インバウンドの実態** インバウンドが注目されていることはよく知っていたが、それがどれほどか、調べてみた。日経 4 紙記事にインバウンド関係の記事がどれほど掲載されているのか、調べてみた。下記表がそれである。

インバウンド関連日経 4 紙記事件数		
年	件数	1 年あたり件数
1980 年代	9	0.9
1990 年代	27	2.7
2000 年代	159	15.9
2010 年～2014 年	427	85.4
2015 年～2019 年	13599	2719.8
2020 年～2024 年 6 月 30 日まで	14886	3308.0

記事件数は 2015 年から急増している。しかも、近年はオーバーツーリズムが話題となっている。オーバーツーリズム関連記事は 2019 年が初出であり、コロナ禍観光客の減少していた時期を経て、2023 年から急増している(右表参照)。このように、インバウンドへの関心は近年急増しており、オーバーツーリズムという言葉からわかるように、それがやや否定的に受け取られているように思われる。張君の論文は、これを農村地域振興とも関連させながら論ずるという、興味深い、また時宜を得た論文であるといえる。

オーバーツーリズム 関連日経 4 紙記事件数	
年	件数
2019	61
2020	42
2021	45
2022	62
2023	249
2024	208

注) 2024 年は 6 月末まで

インバウンドの文化的意義 張論文では、その第 1 章 1.4 で「訪日客の受入を実施する事業者(観光関連事業者)の体制と意識、受入地域の一般住民の意識、地方自治体の施策の実態と課題を明らかにし、農村地域におけるインバウンド観光の推進と定着のための政策を提案することを目的とする」(9 頁)と述べている。著者は農村地域におけるインバウンドを、滞在型受入と通過型受入に分けて、それぞれを別に考察し、それぞれの問題点を指摘している。施策も講じられているが、それら施策は「インフラの整備等の施策に集中し、地域住民の意識あるいは住民参加等へのアプローチの重要性が十分に認識されていない」(9 頁)のをとりわけ重視し、著者なりの施策の提言をおこなっている。

インバウンドに関する論考ないし提言の多くがハード面・経済面に偏る傾向があるが、「インバウンド観光の文化的意義を検討し、特に日本の文化産業等への影響に関する研究はまだ少ない」(17 頁)ので、これを補おうとしている。「持続可能なインバウンド観光の推進のカギを握るのは誘致及び受入を実施する地域においての体制作りである」(19 頁)。観光庁はそのための施策として「観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人」¹⁾として DMO (Destination Management Organization)、いわゆる「日本版 DMO」設立を推進しようとしている²⁾。だが「インバウンド観光推進地域における訪日客対応の現場に生活し、受入態勢の基盤となる一般住民に注目し DMO を取り入れながら地域におけるサステナブルなインバウンド観光の推進を検討する研究はまだ十分でない」(20 頁)ので、これを研究しようとしている。

調査を踏まえた研究 張論文の特徴は、実地調査を踏まえ、かつデータにもとづいた研究であるという点である。すなわち、論文は農村地域に限定して、かつ実地調査を踏まえ、さらにデータに基づいての研究であるという特徴がある。

滞在型受入の例として、石川県能登町の春蘭の里(第 4 章)を通過型受入の例として京都府伊根町(第 5 章)を調査されている。前者で

は、農家民宿群についてヒアリング調査が行われている。そこでは「春蘭の里」事務局が大きな働きをしている。農家民宿 16 軒についてヒアリングし、これを①異文化交流型、②経済重視型、③受動的協力型、④積極複合型、⑤消極複合型にタイプ分けし、それぞれの特徴と問題点・課題を提示している。受入のタイプに応じて事務局が調整しているが、そこでは「受動的協力型の民宿の受入意識を改善することを目指して、事務局は語学、料理、異文化理解等の研修会開催の必要性があるといえる」(63 頁)としている。

なお、能登町は今年元旦の能登半島地震で被害を受けたところである。春蘭の里事務局代表理事の仕事を受け継いだ娘さんが取材を受けた記事が「朝日新聞」2024 年 7 月 7 日号に掲載されていたが、発災から半年、民宿 10 軒で営業を再開したが、宿泊するのは支援者らだけで、一般客の予約はない、という。

伊根町の場合 第 5 章では「これまでの研究はインバウンド観光に対して、地域住民の意識の実態、規定要因等に関する研究が極めて少なく、十分な知見が蓄積されていない」(66 頁)ので、これを伊根町の事例をもとに調査している。5 つの仮説を立ててアンケート調査を実施している。その結果、「インバウンド観光の経済的効果、文化的効果、環境的効果等への評価が高ければ高いほど、訪日客に対する歓迎意識が強くなることを」(73 頁)見いだしている。またオーバーツーリズムも近年問題になっているが、「インバウンド観光のプラス効果(経済的効果、環境的効果、社会的効果等)への評価」を向上させることで、「オーバーツーリズムへの評価」がそれほど悪くなくなるという結論がえられた(75 頁)としており、これらによって住民意識の問題にアプローチしている。調査結果から『「訪日歓迎意識」に直接に影響を与えるのは『インバウンド観光プラス効果への評価』と『異文化受容意識』の二つである」(77 頁)としている。

住民意識調査 第 5 章で「異文化受容意識が高ければ高いほど、訪日客への歓迎意識が強くなり、行政やインバウンド観光の推進を実施する団体等が訪日客の誘致と受入を行うと同時に、地域住民に対して異文化教育等に取り組む必要がある」(80 頁)とした。張論文

は農村地域におけるインバウンド観光に焦点を当てている。ときあたかも、2014 年 11 月公布の「まち・ひと・しごと創生法」のもと 2024 年 9 月に設置されていた「まち・ひと・しごと創生本部」が法的根拠を与えられ活動を始めた。地方創生とは「地方活性化を目指す政策または取り組み」をいうが、そのもとで「国と地方自治体は……各々の人口ビジョンと総合戦略に基づいた地方創生戦略の推進に奔走」することになる³⁾。すなわち政府が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これを勘案して各地方自治体が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を立てる。その文書进行分析することにより、各自治体のインバウンドへの取り組みを知ることができる。「農村地域住民意識調査に関する施策の動向と課題」と題する第 6 章では、2020 年 4 月現在の各自治体の「総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、観光計画書」をダウンロードして分析している。都市圏を除く市町村のうち、インバウンド観光分野政策のある 779 自治体を対象に分析している。これらを、地域振興立法 5 法指定の有無、外国人住民比率 2 % 以上か未満かに分類し、さらに多文化共生施策実施をしている市町村で外国人住民比率が 2 % 以上か未満に分けて分類し、これら 6 分類した市町村の施策を、テキストマイニング KHCoder を用いて、計量的に分析している。

分析の結果、「現行のインバウンド観光施策の中、地域住民の意識方面（特に、異文化受容意識）に関するアプローチが重視されておらず、国際交流プログラムの実施は情報発信、対応人材の育成といった側面に止まり、住民の意識改革、更に異文化受容意識の向上に視野を広げていない可能性」（85 頁）があるという。また、地域振興立法 5 法指定なし地域では東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とする訪日客増加が見込まれることから、誘客に苦勞しないので、人件費等の確保に財政力がある都市型インバウンド観光政策と同様の施策を講じているという（89-90 頁）。ただ 5 法指定がある地域の場合は「訪日客への誘致や対応等に必要なリソースが不足している中、広域連携等を通じて、インバウンド観光を取り入れようとする姿勢が見られる」

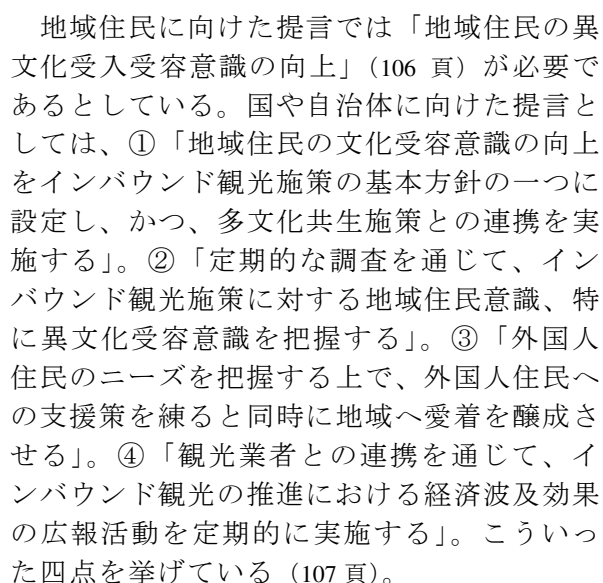
（90 頁）という。

多文化共生施策との関係 2023 年末現在、約 341 万人の在留外国人がいる。1 億 2400 万人の総人口に占める比率は約 2.7 % である。この 20 年間で 1.8 倍になっている⁴⁾。2005 年、総務省に「多文化共生の推進に関する研究会」が設置され、翌年 3 月「多文化共生の推進に関する研究会報告書 ― 地域における多文化共生の推進に向けて ―」、12 月には外国人労働者問題関係省庁連絡会の『「生活者としての外国人」に対する総合的対応策』が出されるなど、在日外国人に対して地方自治体だけでなく中央政府から対応していこうとする兆しがやっと見え始めた。そこで 2005 年を日本における「多文化共生元年」とみる研究者もいるという⁵⁾。在留外国人には、永住者、技能実習生、留学生、技術者など様々な資格で日本に在留している外国人であるが、このような外国人住民をインバウンドで活用できないか、というのが著者の思いである。しかし、「多文化共生施策とインバウンド観光施策を並行して実施している自治体が少ない」（96 頁）のが実態であるという。先行研究でも同様の指摘が見られる。

例えば仙台では、仙台国際交流協会と仙台観光コンベンション協会の合併後も外国人住民は「多文化共生のまちづくり」に関する施策の対象と位置づけられ、一方、外国人観光客は、インバウンド促進に関する施策の対象とされ、アプローチの異なる存在と考えられている。しかし、市議会などでは、「組織統合による相乗効果が見られない」といった指摘を受けることもあるという⁶⁾。だから、張論文でも、「事例の分析からは、多文化共生とインバウンドとが十分に有機的に連携できている例はみられなかった。」（70 頁）という。

張論文の提言 張論文は「第 7 章結論」において、本論文を総括し、インバウンド観光についての提言を行っている。彼はインバウンド観光について、訪日客への地元の受入意識が重要であることを随所で指摘していたが、結論でも同様に、受入意識の重要性を指摘している。その際の滞在型受入における事務局の重要性、通過型受入における異文化受容意識の重要性に改めて言及している。行政においても住民の意識改革、異文化受容意識向上

に対して、文化面、意識面に目を向けていることである。インバウンド観光の着実な充実策を考えていることである。最近の観光庁による「インバウンド回復戦略」(最終更新日: 2024 年 3 月 22 日)⁷⁾を見ても、そのような文化面、とりわけ意識面に目がむいていない。インバウンドの重要性があちこちで叫ばれている割に、異文化受容意識の重要性についての論評や論文はあまり見られない⁸⁾。これでは地に着いたインバウンド施策が行われているとはいいがたい。その意味で、張論文をきっかけに、もっと多くの異文化受容意識を重視した論評が現れることを期待したい。しかも、直近の『観光白書』において、「有名な観光地のみならず、新たな目的地として地方部に対する関心も高まりつつあるものと推測される」⁹⁾という指摘もあるので、農村地域におけるインバウンド観光の推進に焦点を当てている張論文は、施策を講ずる際の参考になるはずである。



- 1) JTB 総合 研 究 所 サ イ ト の 用 語 集 よ り
(<https://www.tourism.jp/tourism-database/glossary/dmo/>)。
- 2) 国土交通省観光庁「観光地域づくり法人 (DMO) とは」
(https://www.mlit.go.jp/kankoch/seisaku_seido/dmo/dmotoha.html)、「地方創生の鍵を握る、日本版 DMO とは？」2018.8.22.
(https://clip.zaigenkakuho.com/japanese_dmo/) など参照。
- 3) ジチタイムズ 編集部、並木将央監修・解説「地方創生とは？自治体による取り組みや SDGs の関係」
https://www.publicweek.jp/ja-jp/blog/article_41.html
- 4) <https://honkawa2.sakura.ne.jp/1180.html>
- 5) 金命貞「地域社会における多文化共生の生成と展開、そして、課題」『自治総研』通巻 392 号、2011 年 6 月号、76 頁。
- 6) 坪谷美欧子「インバウンドにみる多文化共生社会とはー地域社会における外国人住民との相互理解のためにー」『日本政策金融公庫論集』第 38 号、2018 年 2 月、65 頁。
- 7) 観光庁「インバウンド回復戦略」(最終更新日：2024 年 3 月 22 日)、
https://www.mlit.go.jp/kankoch/seisaku_seido/kihonkeikaku/inbound_kaifuku/index.html
- 8) 安達理恵「日本人の異文化受容態度にみられる傾向——一地方都市での年代別・国別態度調査より——」『名古屋外国語大学外国語学部紀要』第 35 号 (2008 年 8 月) は、日本における異文化受容態度・意識を実証的に探っている数少ない論文の一つである。
- 9) 『令和 6 年版観光白書』25 頁。

- 4 -